

大阪市規則第121号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(支給単位期間) 第3条 〔略〕 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他総務局長が定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日（同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された <u>職員</u> にあつては、その月にその者の任用の期間の始期が含まれる場合には、当該始期）において明	(支給単位期間) 第3条 〔同左〕 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他総務局長が定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日（同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された <u>職員（以下「任期付職員等」という。）</u> にあつては、その月にその者の任用の期間の始期が含まれる場

らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第4条 支給単位期間（条例第12条第4項各号に掲げる額の合計額（以下「1箇月当たりの合計額」という。）が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次項並びに第16条第6項及び第7項において同じ。）は、第16条第1項若しくは第2項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第4項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

[2 略]

（運賃等相当額の算出基準）

第5条 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

[(1)～(3) 略]

合には、当該始期）において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第4条 支給単位期間（条例第12条第4項各号に掲げる額の合計額（以下「1箇月当たりの合計額」という。）が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次項、第16条第3項及び第4項並びに第17条において同じ。）は、第16条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

[2 同左]

（運賃等相当額の算出基準）

第5条 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して総務局長が定める額）とする。

[(1)～(3) 同左]

(自転車等の使用に係る手当額)

第9条 条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、これらの額に100分の50を乗じて得た額とする。

[(1)・(2) 略]

2 第2条第2号に掲げる職員のうち身体障害のため歩行することが著しく困難な職員(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で総務局長が定めるものに限る。)についての条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に、2,700円を加算した額とする。ただし、条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、これらの額に100分の50を乗じて得た額とする。

(自転車等の使用に係る手当額)

第9条 条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して総務局長が定める額)とする。ただし、条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、これらの額に100分の50を乗じて得た額とする。

[(1)・(2) 同左]

2 第2条第2号に掲げる職員のうち身体障害のため歩行することが著しく困難な職員(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で総務局長が定めるものに限る。)についての条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に、2,700円を加算した額(任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して総務局長が定める額)とする。ただし、条例第12条の3第1項の規定によ

[見出しを削る]

(支給方法)

第16条 通勤手当の支給は、職員が新たに第2条の職員たる要件を具備するに至った場合（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）第7条の規定による通勤手当（以下「企業職員通勤手当」という。）を支給されている者（以下「企業職員」という。）が人事交流等により引き続いて職員となつたため月の初日以外の日において新たに当該要件を具備するに至った場合を除く。）においてはその事実の生じた日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は第2条の職員たる要件を欠くに至った場合（当該通勤手当を支給されている職員が人事交流等により引き続いて企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者となつたため月の初日以外の日において当該要件を欠くに至った場合を除く。）においてはそれらの事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第13条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月から

り在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、これらの額に100分の50を乗じて得た額とする。

(支給方法)

第16条 通勤手当の支給は、職員が新たに第2条の職員たる要件を具備するに至った場合（新たに任期付職員等となつたことにより当該要件を具備するに至った場合を除く。）においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、新たに任期付職員等となつたことにより当該要件を具備するに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は第2条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第13条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

行うものとする。

2 企業職員が人事交流等により引き続いて [新設]

職員となつたため月の初日以外の日において新たに第2条の職員たる要件を具備するに至つた場合の通勤手当の支給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から開始する。

(1) 支給されている企業職員通勤手当の額を超える額の通勤手当を支給する場合
当該企業職員が新たに第2条の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月
(当該支給に係る第13条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月)

(2) 支給されている企業職員通勤手当の額を下回る額又は支給されている企業職員通勤手当の額と同額の通勤手当を支給する場合 当該企業職員が新たに第2条の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月

3 通勤手当を支給されている職員が人事交 [新設]

流等により引き続いて企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者となつたため月の初日以外の日において第2条の職員たる要件を欠くに至つた場合の当該通勤手当の支給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月をもつて終わる。

(1) 支給されている通勤手当の額を超える額の企業職員通勤手当が支給される場合

当該通勤手当を支給されている職員が
第2条の職員たる要件を欠くに至った日
の属する月の前月

- (2) 支給されている通勤手当の額を下回る
額又は支給されている通勤手当の額と同
額の企業職員通勤手当が支給される場合
当該通勤手当を支給されている職員が
第2条の職員たる要件を欠くに至った日
の属する月

4 通勤手当は、これを受けている職員にそ
の額を変更すべき事実が生ずるに至った場
合においては、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定める月から支給額
を改定する。

- (1) 通勤手当の額を増額して改定する場合
(第3号に掲げる場合を除く。) 通勤手
当を受けている職員にその額を変更すべ
き事実の生じた日の属する月（当該改定
に係る第13条の規定による届出が、当該
事実の生じた日から15日を経過した後に
されたときは、その届出を受理した日の
属する月）

- (2) 通勤手当の額を減額して改定する場合
又は改定前の通勤手当の額と改定後の通
勤手当の額が同額である場合（次号に掲
げる場合を除く。） 通勤手当を受けてい
る職員にその額を変更すべき事実の生じ
た日の属する月の翌月（その日が月の初

2 通勤手当は、これを受けている職員にそ
の額を変更すべき事実が生ずるに至った場
合においては、その事実の生じた日の属す
る月の翌月（その日が月の初日であるとき
は、その日の属する月）から支給額を改定
する。前項ただし書の規定は、通勤手当の
額を増額して改定する場合における支給額
の改定について準用する。

[新設]

[新設]

日であるときは、その日の属する月)

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に
通勤手当の額を変更すべき事実の生じた
日が2以上ある場合 次に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場
合に相当するものとして総務局長が定
める場合 総務局長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これら
の事実の生じた日の属する月の翌月

5 前項第3号アに掲げる場合における同号
アに定める月の支給額は、総務局長が定め
る。

6～8 [略]

(支給日等)

第17条 条例第12条第5項の市規則で定める
場合は、次の各号のいずれかに該当する場
合とする。

(1) 職員が新たに第2条の職員たる要件を
具備するに至った日がその日の属する月
の給料の支給日以後となる場合 (前条第
2項第2号に掲げる場合に該当して通勤
手当を支給する場合を除く。)

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実
が生ずるに至った日がその日の属する月
の給料の支給日以後となる場合 (前条第
4項第2号又は第3号イに掲げる場合に
該当して支給額を改定する場合を除く。)

(3) 職員が新たに第2条の職員たる要件を
具備するに至った日の属する月又は職員
に通勤手当の額を変更すべき事実が生ず

[新設]

[新設]

3～5 [同左]

第17条 通勤手当は、特別の事情のない限り、
支給単位期間に係る最初の月の給料の支給
日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、通勤手当の支
給を受ける任期付職員等の任用の期間の始
期が支給単位期間に係る最初の月の給料の
支給日後である場合にあっては、当該支給
単位期間に係る通勤手当は、当該任用の期
間の開始後速やかに支給する。

るに至つた日の属する月の給料の支給日
までに第13条の規定による届出に係る事
実が確認できない等のため、通勤手当を
当該給料の支給日に支給することができ
ない場合（前2号に掲げる場合を除く。）

2 条例第12条第5項の市規則で定める日
は、特別の事情のない限り、給料の支給日
とする。

(返納の事由及び額等)

第18条 条例第12条第6項の市規則で定める
事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間
に係る通勤手当にあつては、返納させるも
のとして取り扱うことが適当でない場合と
して総務局長が定める場合に係るものを除
く。）を支給される職員について生じた次の
各号のいずれかに掲げる事由とする。

[(1)～(3) 略]

2 条例第12条第6項の市規則で定める額
は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの合計額が55,000円以下
であつた場合 次に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ次に定める額

(返納の事由及び額等)

第18条 条例第12条第6項の市規則で定める
事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間
に係るものを除く。）を支給される職員につ
いて生じた次の各号のいずれかに掲げる事
由とする。

[(1)～(3) 同左]

2 [同左]

- (1) 1箇月当たりの合計額が55,000円以下
であつた場合 前項第2号に掲げる事由
が生じた場合にあっては当該事由に係る
交通機関等（同号に規定する改定後に1
箇月当たりの合計額が55,000円を超える
こととなるときは、その者の利用するす
べての交通機関等）、同項第1号又は第3
号に掲げる事由が生じた場合にあっては
その者の利用するすべての交通機関等に
つき、使用されるべき通用期間の定期券
の運賃等の払戻しを、総務局長が定める

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号に規定する改定後に1箇月当たりの合計額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、総務局長が定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、第16条第4項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号に規定する改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号に規定する改定前の当該事由に係る交通機関等、自転車等又は駐車場等（同号に規定する改定後に1箇月当たりの合計額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等、自転車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

[新設]

[新設]

〔(2) 略〕 3 条例第12条第6項の規定により職員に<u>前項に定める額を返納させるときは、事由発生月（前項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあつては、総務局長が定める月）</u>の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。	〔(2) 同左〕 3 条例第12条第6項の規定により職員に<u>前2項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。</u>
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（運賃等相当額の算出基準及び自転車等の使用に係る手当額に係る経過措置）

- 2 この規則による改正後の通勤手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第5条並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された職員がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に新たにこの規則による改正前の通勤手当支給規則（以下「改正前の規則」という。）第2条の職員たる要件を具備するに至った場合であつて、施行日以後に改正後の規則第13条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされ、改正後の規則第3条に規定する支給単位期間（以下「支給単位期間」という。）にその者の任用の期間の始期（月の初日であるときを除く。）が含まれるときの通勤手当の支給に係る改正後の規則第5条に規定する運賃等相当額の算出及び改正後の規則第2条第2号に規定する自転車等の使用に係る通勤手当の額の算定については、なお従前の例による。

（通勤手当の支給を開始する月及び支給額を改定する月に係る経過措置）

- 3 改正後の規則第16条第1項及び第4項の規定は、施行日以後に職員が新たに改正後の規則第2条の職員たる要件を具備するに至った場合の通勤手当の支給を開始する月又は通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合の支給額を改定する月について適用し、施行日前に職員が新たに改正前の規則第2条の職員たる要件を具備するに至った場合の通勤手当の支給を開始する月又は通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合の支給額を改定する月については、なお従前の例による。

（支給単位期間の開始に係る経過措置）

- 4 施行日前に職員が新たに改正前の規則第2条の職員たる要件を具備するに至った場合に支給される通勤手当又は通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合に支給額が改定される通勤手当の支給単位期間の開始に係る改正後の規則第4条第1項の規定の適用については、同項中「第16条第1項若しくは第2項の規定により」とあるのは「通勤手当支給規則の一部を改正する規則（令和8年大阪市規則第121号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる」と、「同条第4項の規定により通勤手当の額」とあるのは「同項の規定によりなお従前の例によることとされる支給額」と読み替えるものとする。

（令和8年9月30日揭示済）